

【重要】

新型コロナワクチンの「大学拠点接種」について、留意点や財政支援をまとめましたので、お知らせします。また、本日 17 時以降、厚生労働省の職域接種会場申請サイトへの新規の申請受付が一時休止することとなりましたので、相談体制についてもお知らせします。

事務連絡
令和3年6月25日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について（周知）

各法人におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、適切に対応していただき、誠にありがとうございます。

先日、6月8日付け高等教育企画課事務連絡にて、各大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）が主体となって実施する新型コロナワクチンの接種について申請手順等をお示しし、6月21日より、各大学等における教職員・学生等を対象としたワクチン接種が開始されました。

文部科学省としては、各大学等が自大学等の教職員・学生等へのワクチン接種だけでなく、地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種の拠点となる「大学拠点接種」に取り組むことを目指しており、各大学等に対し、地域貢献の必要性や実施にあたっての手順、留意点等を示してきました。

この度、改めて「大学拠点接種」を実施する際の留意点等を整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学等を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して本件について周知くださいますようお願いいたします。

1. 「大学拠点接種」実施にあたっての留意点について

(1) 本人の意思を尊重した接種の必要性・同調圧力や不当な扱いの禁止

ワクチン接種については、被接種者本人の同意が必要であり、どこの会場で接種を受けるのかも含め、本人の希望に基づくことが大前提です。そのため、周囲の圧力で接種が強制されるようなことや、接種の有無で不当な扱いがなされることのないよう、各大学等においては、適切にご対応いただくとともに、所属の教職員・学生等に対して適切に周知いただくようお願いいたします。また、ワクチン接種を実施する前には、被接種者本人に対するワクチンの効果や副反応に係る説明を適切に実施いただくようお願いいたします。

(2) ワクチン接種後の感染予防策継続の必要性

ワクチンを接種した場合、新型コロナウイルス感染症の重症化及び発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ十分に分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを接種した方も接種していない方も、共に社会生活を営んでいくこととなります。

そのため、ワクチン接種後においても、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などの感染予防対策を継続していただくとともに、所属の教職員・学生等に対しても適切に周知いただくようお願いいたします。

(3) 学生アルバイトの活用について

ワクチン接種の会場となる大学等においては、現下の学生等の経済状況に鑑み、ワクチン接種に必要な業務について、学生をアルバイトとして活用すること等に配慮いただきますようお願いいたします。

2. 「大学拠点接種」を実施する大学等への支援策（別紙2参照）

(1) 大学の附属病院において、大学拠点接種を行う場合の支援策

令和3年6月17日に公表された個別接種促進のための追加支援策の中の「病院が特別な接種体制を確保した場合の財政支援策（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における取組）」の対象となります。

※ ここでの「病院」とは、大学の附属病院のみが対象となるため、
ご注意ください。

(2) 外部の医療機関から医師等の派遣を受け、大学拠点接種を行う場合の支援策

従来、大学等が拠点となるワクチン接種については、接種の費用として接種1回あたり2,070円(税抜き、時間外・休日加算あり)が医療機関に対して支払われることとされていますが、それに加え、外部の医療機関が出張して実施するワクチン接種であって、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校での接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすものに対して、新たに財政支援を実施することになりました(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による取組)。具体的な要件等は、今後、厚生労働省と調整の上、改めてお示ししますが、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等(使用料及び賃借料、備品購入費等)の実費を補助します。

なお、文部科学省が定める地域貢献の基準の方向性については、ワクチン接種の対象とする自大学等の教職員・学生等以外の者や自治体の要請を受けた者等についての定量的な基準(例：教職員・学生数×○%等)などを検討しています。詳細な事業スキームや基準は、厚生労働省と調整の上、改めて文部科学省より周知を行う予定です。

3. 職域接種会場申請サイトの受付一時休止

(1) 職域接種会場申請サイトの受付一時休止について

職域接種を実施する際に申請を行う「職域接種会場申請サイト」の受付が6月8日より開始されましたが、この度、職域接種の申請件数が増え、政府が見込むモデルナワクチンの供給可能量の上限近くに達したことから、本日17時以降、新規の申請受付が一時休止することとなりました。

大学等が主体となって新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する「大学拠点接種」についても、文部科学省への相談の後、各大学等からこのサイトに対して申し込みをすることとなっていました。企業等の職域接種と同様に、本日17時以降の受付は休止することとなりますので、ご注意ください。なお、受付の再開の目途は現時点ではわかりません。

(2) 「大学拠点接種」実施にあたっての文部科学省への相談について

今後の「大学拠点接種」の実施にあたっての文部科学省への相談について、本日の会見において文部科学大臣から別紙3のとおり発言していますので、御参照いただきますようお願いいたします。既に申請済等の大学等につ

いては、必要数等の内容の精査を行った上で、全体のワクチン供給量の中で接種が進むよう、適切に対応してまいります。

なお、文部科学省への相談の連絡先は以下のとおりです。

【担当者連絡先】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

E-mail: daigaku-vaccine@mext.go.jp

大学等ワクチン接種加速化検討チーム大学班

第一係：北海道・東北・甲信越エリア担当（内線：3149, 3162）

第二係：関東エリア担当（内線：4594, 4617）

第三係：東海・北陸・近畿エリア担当（内線：4964, 4601）

第四係：中四国・九州・沖縄エリア担当（内線：4608, 4609）

※ 6月8日付け高等教育企画課事務連絡でお知らせしたときは
甲信越エリアの担当係が変更となっています。

<添付資料>

- 【別紙1】「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ（令和3年6月22日）
- 【別紙2】ワクチン接種に係る支援策について（令和3年6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）資料1 厚生労働省提出資料より）
- 【別紙3】令和3年6月25日 文部科学大臣記者会見速記録（大学拠点接種関係のみ）

<参考情報>

- 「大学拠点接種」について（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

QRコードはこちら→



<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

E-mail: daigaku-vaccine@mext.go.jp

【ワクチン接種全般について】

大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班 (内線：3341)

【個別大学等に係ることについて】

大学等ワクチン接種加速化検討チーム大学班

第一係：北海道・東北・甲信越エリア担当 (内線：3162)

第二係：関東エリア担当 (内線：4617)

第三係：東海・北陸・近畿エリア担当 (内線：4601)

第四係：中四国・九州・沖縄エリア担当 (内線：4609)

【海外留学関係について】

大学等ワクチン接種加速化検討チーム留学生班 (内線：4977)

「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ

新型コロナワクチンの大学拠点接種については、先週の会見で申し上げたとおり、昨日(21日)から17大学で接種が開始されました。本日以降も準備の調った大学から順次、拠点となる大学が拡大していく見通しです。

安全・安心な学校での教育研究活動を一刻も早く再開できるよう、学生・教職員等へのワクチン接種を加速化するために力を尽くして下さっている医療従事者の方々や大学等の皆様には、まずもって、心から感謝を申し上げます。

私はこれまでも、この「大学拠点接種」が民間企業等における一般的な「職域接種」とは趣旨や役割が異なるということを再三申し上げてきました。新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減するとともに、接種の加速化を図るため、自治体接種に影響を与えない範囲で学校を含むそれぞれの企業等が自前の人材や資源を用いて「職域接種」を行うことは、各企業等が自らの従業員やその家族などを守るとともに、社会全体が安全・安心な日常を取り戻すために有効であり、非常に意義深いものです。

しかし、大学等が所属の教職員等だけではなく学生も含めてワクチン接種の機会をいただけるということは、更に深い意味がある。このように私は考えています。

それは、コロナ禍で対面授業の機会が大きく失われ、通常の大学での生活を送ることに制限をかけることを余儀なくされたり、海外留学の夢を実現することが難しくなってしまった学生の皆さん、さらには、課外活動やアルバイトなどもできなくなり、様々な社会経験を積む機会を失ってしまった学生の皆さんに、一日も早く本来の日常を取り戻していただき、学生だからチャレンジできることを実現させてあげたいという社会からのエールがこめられているということです。

医療従事者の方々や高齢者の方々へのワクチン接種に国を挙げて全力を注いでいる中で、大学等において教職員のみならず、若者である学生の皆さんを含めた形で「大学拠点接種」を行うことが認められたのは、このような社会全体の期待と応援があったからであるということ、是非とも全ての大学関係者の方々に御理解をいただきたいと私は思っています。そして、大学や学生に対する社会の期待に全力で向き合っていたきたいと強く願っています。

我が国には1,000を超える大学・短期大学があり、高等専門学校や専門学校を含め約360万人の学生が在籍しています。しかし、「大学拠点接種」を実施できるような規模を有し、自ら医療人材や接種会場等を確保することができる大学は限られています。

ワクチンの接種を受けることができ、通常の大学での生活を取り戻すこと、これが一部の大学、一部の学生のためのものとなることは私たちが望むものではなく、社会の理解を得られるものでもありません。自分が所属する大学ではワクチンの接種を実施できない場合でも、希望する学生はどこかの大学でワクチン接種を受けることができるようにしたいと考えています。

「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、是非、社会貢献を形にさせていただきたいと考えております。大学におけるワクチン接種が独自の役割を持つ「大学拠点接種」であることの意味はここにあるのです。

「大学拠点接種」を実施する大学におかれては、今一度、大学でワクチン接種を行うことの意味や、「拠点」であることの意味をお考えいただき、近隣の大学等に積極的に声をかけるとともに、周辺の自治体の要請も踏まえて、一人でも多くの学生や教職員の皆様、地域の方々にワクチンが行き届くよう、積極的な御協力を心からお願いいたします。

政府としては、「拠点」として地域に貢献をいただける大学については、外部の医療機関が出張して職域接種を行う場合で、一定の要件を満たすときに経費補助を行うこととしました。「大学拠点接種」を実施する大学におかれては、こうした支援を活用しながらワクチン接種の加速化をお願いいたします。

また、文部科学省としても、大学等ワクチン接種加速化検討チームが拠点大学と一体となって近隣の大学等とのマッチングを行い、できる限り多くの大学・高等専門学校・専門学校、さらには周辺地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員の方々のニーズに応えられるよう取り組んでまいりますので、各大学におかれては積極的に御相談をいただきますようお願いいたします。

あわせて、「大学拠点接種」に当たって、いくつかの留意点をお示しします。

一つ目は、本人の意思を尊重したワクチン接種の必要性と、同調圧力や不当な扱いの禁止についてです。ワクチン接種は、被接種者本人の同意が必要であり、本人の希望に基づくことが前提です。そのため、周囲の圧力で接種を強制されるようなことや、接種の有無で不当な扱いがなされることのないようお願いいたします。

二つ目は、ワクチン接種後の感染予防策継続の必要性についてです。大学拠点接種を進めるのは、安全・安心な教育研究活動が一刻も早く行われるようにするためです。このため、ワクチンを接種後でも、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などの感染予防対策は継続していただくようお願いいたします。

このような考え方にに基づき、文部科学省としては、新型コロナワクチン接種の拡大に全力で取り組んでまいりますので、関係の皆様の御理解、御協力をたまわりますよう、重ねてお願いいたします。

令和三年六月二十二日

文部科学大臣

萩 生 田 光 一

ワクチン接種に係る支援策について（1）

別紙 2

令和3年6月17日（木）
新型コロナウイルス感染症対策本部
（第69回）
資料1 厚生労働省提出資料 より

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



ワクチン接種に係る支援策について（2）

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) **【当面継続】**

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日（定額）を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

令和3年6月25日（金） 文部科学大臣記者会見発言（大学拠点接種関係のみ抜粋）

大学拠点接種については、昨日の12時まで、文科省に対して363大学から相談がきており、そのうち288大学がすでに申請を行なったと聞いております。さらにこのうち今週から接種を開始したのは、本日開始する大学も含め29大学となっており、この他、来週から接種開始の目途がたっているのは現時点で40大学ということになります。今後とも文科省としては、大学拠点接種について各大学等と一体となって取り組んでまいりたいと思います。

文科省としては、このコロナ禍において、通常であれば行なうことができた学習活動を十分に行なうことができなかつた大学生等が、ワクチン接種を希望する場合には、可能な限り夏休みが終了するまでに接種を行なうことができるようにすることが重要と考えております。その実現のため、大学拠点接種に関しては、他の職域接種とは異なり、各大学等が大学拠点接種の実施を検討する段階で、まずは文部科学省に対して相談をしていただき、自大学の教職員・学生等へのワクチン接種の他、近隣の教育機関を含めた学生・教職員等への接種などの、当該地域における貢献の取組を検討しているかを文科省において確認をしたうえで、各大学等から厚生労働省に対して申請いただくという手続きを取ってまいりました。先日、河野大臣が発表されたように、職域接種については、本日の17時で厚労省の職域接種会場申請サイトへの新規の申請を一時休止をするということでありますけれども、大学拠点接種については、現在、文科省にご相談いただいている案件の中には、接種を希望する近隣大学等とのマッチングが完了していないものですか、あるいは当該地域においてワクチン接種を希望する大学生等に対して接種を行なうことができる大学が申請を終えていないものがあります。文科省としては引き続き各大学等から相談内容や地域の状況の精査を行ないながら、ワクチン接種を希望する1人でも多くの大学生等にワクチンを届けることができるようにワクチンの供給量を踏まえつつ、関係省庁と調整を行ってまいりたいと思っております。

政府全体で今、職域でモデルナのワクチンを利用しているんですけど、期待した以上に職域の会場の手も上がりましたし、大学接種についても順調に進んでいるという状況にありますので、総体数のワクチンから逆算していくと、これ以上、今の段階で広げると日程通りの供給ができなくなるのではないかとということ多分、心配されての対応だと思うんです。したがって我々としては大学は職域の普通の接種とは違うんだっていうことを政府内でも皆さんからご理解をいただいてやってきましたので、冒頭、私が申し上げた今、相談している、申請しているこういう大学についてはできる限り可能なように配備ができるようにですね、努力していきたいと思っております。同時に、大学側も予定数をいっても、すべての学生が100%接種するわけじゃないんで、そこは誤差が出てくると思うんで、こういったことを少

し丁寧に計算しながらですね、効率的にワクチンが配給できるようにですね、それはそれで文科省は文科省で自分たちの範囲は全部自分たちでやるんだっていうんじゃないで、ここは政府全体で協力しながらやっていきたいと思うんですけど、ようは大学で準備してきた人たちが、そういうことが不可能になるんじゃないかっていうことを多分、心配して聞いていただいているんだと思うんで、そこは心配の内容に、対応をしっかりいきたいと思いません。

今朝、冒頭、申し上げた現段階での学校数、363大学から相談が来てて、288大学は申請を行っておりますので、まず、この288大学のオーダーには、しっかり応えていける環境にあると思っています。今日の5時までに間に合わなかった大学があった場合に、そこはもう1回ストップするのかわり、手続き上は1回ストップしたいと思えます。それは、さっき申し上げたように、モデルナの方の総数に限界がありますので、そこは混乱を避けるために一度、厚労省としての申請はもうできなくなるわけです。ただ、文科省としては相談は引き続きやっていきたいと思っております、それはさっき申し上げたように、いわゆる大学拠点の接種というのは職域接種の一環という見方もあると同時にですね、我々はそうじゃないんだと、ずっと言ってきましたので、そのことを河野大臣も政府全体も理解しておりますので、3,300の枠の外で仮にバッファがあったとすればですね、そういったものも有効に活用をさせていただくことによって、できるだけ、要望に応じていきたいと思うんです。実は河野さんと今朝打ち合わせしたのは、地域貢献ということで、ご近所の人とかも、できるだけ受け入れてくれることを言ってきて、現に始まっているんですけど、ご近所の方は逆に各自治体が65歳以下の接種が始まりましたので、そこで頑張らなくてもいいかなと。それよりも学校関係者・教育関係者に特化してもらった方が、大学の拠点接種を意義が発揮できるんじゃないかってことで、この辺も我々も見直すべき点があれば見直しながらですね、さっき申し上げたように、全ての学生さんが100%接種するわけじゃないんで、そこは、もしかすると例えば1割とか2割とか、接種は滞る可能性が、もし見えたとしたら、そこはスライドしながらですね、何とかこの学校の皆さんが接種をしたいという要望には、しっかり応えていきたいなっていうふうに思っています。

(※速記録につき、後日修正の可能性あり。)